

宝塚市立学校体育施設開放事業について

1 目 的

宝塚市立学校の体育施設を市民のスポーツ、レクリエーション活動の利用の為に一般開放し、社会体育振興を図ることを目的とする。

2 制 度

(1) 一般開放をする施設

○宝塚市立小学校の体育館、運動場(以下「小学校体育施設」という。)

○宝塚市立中学校の体育館、武道場(以下「中学校体育施設」という。)

(2) 開放日時

○小学校体育施設

・土曜日、日曜日及び祝日 9時30分～16時30分

(ただし、第1・3・5土曜日午前(原則9時30分～13時30分)は スポーツクラブ21に開放)

・平日 15時～21時 (学校教育に支障のない範囲)

○中学校体育施設

・祝日を除く月曜日から土曜日 19時～21時

※小・中学校体育施設を学校行事に使用するとき、その他教育委員会が特に必要があると認めるときは開放を中止、又は開放日時を変更することがある。

(3) 体育施設利用方法

1. 宝塚市教育委員会に【学校体育施設登録団体認定申請書兼使用許可申請書】及び添付書類を提出し、利用団体登録を受ける。(登録条件は、市内に在住し、在学し、又は在勤する者が5人以上所属し、満20歳以上の責任者がいる団体であること。)
2. 各学校を利用する登録団体で構成される学校体育施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)に参加し、施設の使用時間等、学校体育施設の使用その他の運営に関する事項を協議する。運営委員会にて、協議内容を基に月毎の利用計画書を作成し、宝塚市教育委員会へ提出する。
3. 運営委員会で調整した日程で施設を使用する。施設使用後は、学校体育施設運営委員会へ施設使用報告を行う。
4. 運営委員会にて、各登録団体からの施設使用報告をもとに利用報告書を作成し、宝塚市教育委員会へ提出する。

(4) その他

登録の取り消し、使用者の賠償責任等は「宝塚市立学校の体育施設の開放に関する規則」による。

体 育 施 設 の 使 用 上 の 注 意

※全利用者へ周知いただきますようお願いいたします。

【許可時間について】

スポーツ振興課が許可する時間を遵守してください。許可時間外の早朝から集合することは、近隣住民へご迷惑となりますので禁止します。万が一、許可時間外に体育施設を使用する場合は、学校長に事前に相談の上、許可を取ってください。

【車の乗り入れについて】

学校の駐車可能スペースは決して広くなく、また児童・生徒の安全の確保についてもご考慮いただき、自家用車の乗り入れは極力ご遠慮ください。また、学校周辺の路上に違法駐車は絶対にしないでください。

【ごみの持ち帰り】

使用後の清掃は勿論のこと、弁当の空箱等のごみについては、各自が責任をもってお持ち帰りください。

【整理整頓】

学校備品や行事で使用する準備物等は許可なく、使用したり触らないでください。備品や施設を破損・損傷させた場合は、速やかに教育委員会に報告し、現状復旧の費用負担を含め指示に従ってください。

【喫煙について】

県条例により学校敷地内及び学校敷地周辺での喫煙は禁止となっております。**自家用車の中や校門付近など体育施設外であっても同様に一切禁止します。**たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、小中学校の施設を使用する団体として条例を遵守してください。県条例を遵守せずに喫煙が確認された場合は、使用許可を取り消します。

【施設・備品の損傷破損及び賠償責任について】

校舎・倉庫・体育館内部の壁にボール等をあてての練習は絶対しないで下さい。損傷・破損させた場合は、その理由の如何に関わらず、現状復旧させるための費用を賠償していただきます。また、活動中に近隣住民の方へ被害を与えた場合には、加害者として直接対応をしていただきます。くれぐれも近隣住民の方々に迷惑を掛ける行為はしないようにしてください。

最近、学校の近隣にお住まいの住民の方から、住居の屋根・窓・その他の損傷に対する苦情が、教育委員会に寄せられています。被害者からの賠償請求に発展するケースも十分に考えられますのでご注意ください。

特に体育館は、丁寧に使ってください。子どもがステージの上で遊んだり、緞帳にぶらさがったりすることのないようにしてください。床・壁についても破損・損傷させないようにご注意ください。

【学校行事等との利用調整について】

現在、地域コミュニティ活動が大変盛んになってきており、学校施設を利用する機会も増えてきております。そのため、学校あるいは関係団体から学校施設の使用連絡があった場合は、学校事情最優先による調整等、ご理解とご協力をお願いします。

【電気水道の使用について】

学校施設は規模が大きいため電気や水道の使用量も大きく、普段の学校運営でも子どもたちも含め学校全体で節減に取り組んでいます。しかし、電気の消し忘れや水の出しっぱなしがあると学校の光熱水費の単価が上がり学校運営にも支障がでてきます。体育館の照明や水道の使用にあたっては、適切な使用とともに代表者及び管理指導員による消灯や蛇口の閉栓確認を確実にを行い、節電節水に努めてください。

【近隣住民への配慮】

周辺に住宅が建っている学校が多くあり、学校運営は近隣の皆様のご理解ご協力で成り立っています。施設利用で発生する音で近隣住民の方の生活の妨げになることがないように使用中の大きな音には注意してください。また、施設利用後はすみやかに解散し、敷地内や敷地周辺で集まって話をするなどで近隣にお住いの住民へのご迷惑とならないようご配慮をお願いします。

【管理指導員の配置】

施設の使用中には各登録団体が選出した管理指導員を配置し、使用者に対して、使用上の注意の徹底や施設設備の管理などの業務を行ってください。

【施設の施錠管理について】

校門の南京錠や施設の扉については鍵の閉め忘れがないように、代表者及び管理指導員による施錠確認を行ってください。

【警報発表時等の活動について】

施設を使用される当日に、暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報が発表された場合、施設の使用を中止してください。施設使用中に警報が発表された場合は、その場で一時待機する等、状況に応じて安全確保に努めてください。

【使用許可の取消等について】

上記内容の遵守が出来ない場合は、「宝塚市立学校の体育施設の開放に関する規則」に基づき、使用許可の取消等を命じることがあります。